

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 313 回

大企業を除いて、中小企業にはまだまだ完全な春が訪れていませんが、安倍内閣が続けば、少しはいい流れが到来しそうな気がします。

ただ、そのためにも自力で自社を活性化させる努力をしていかなければ、成る者もありませんね。いうなれば、「人知を尽くして天命を待つ」ですね。

さて、自社を活性化させるためのアドバイスです。

「厳しい自由化時代を勝ち抜くためには、道はただ一つしかない。

それは、技術を上げることだ。そして、今日のように目まぐるしく進歩する時代においては、独創性。つまりアイデアが資本力（金）より重要だ。金がないから事業が思わしくない、との声をよく聞くが、それは金がないからではなく、アイデアがないからだ。よいアイデア、よい製品に国境はない。そして、それらは過去の日の夢にとられない、不要な経験から自由な若い人の頭脳から生み出される。常に夢をもってチャレンジしよう！！」

－本田宗一郎氏－

続いてイノベーションについての一言です。

「イノベーションは企業の一部門のものではない、企業全体に浸透すべきマインドセットなのである。どのような場所であれ、イノベーションの『原料』となるのは、インサイト（洞察）、すなわち効率性の改善、売上の創生、あるいは関連子会社の促進に活用できる社内外のチャンスを、想像力を駆使して見抜く力である。

それは、利害関係者のニーズ、市場動向、自社の仕組みに関するインサイト（洞察）である。」

－ノースウェスタン大学教授・モハンソニー氏－

どうですか？少しは方向が見えてきましたか？参考にしてください！

前田の《今人生を語る》第 218 回
めざめよ日本人 (140)

今「憲法改正」が騒がれています。その改正について、皆さんどう思われますか？ここで、一番の問題は「内閣がどうの、国がどうの」という問題ではなく、あなたがこの日本の国土で生き抜くために、何をしなければいけないか、何ができるか？ということではないか、と思います。

日本の廻りの環境・外的リスクを見ると、あと 20～30 年後に日本人が日本人として生き抜くことが出来るのか、大変不安になります。

そして、生き抜くためには、今何をすべきか、自ずから答えが見えてきますね。

真剣に考え、勇気を持って行動しなければなりませんね。まさにその時です。

ガンバレ日本人！！

平成 29 年度の税制改正により相続税・贈与税の納税義務者の範囲の見直しが行われ、以下の点が改正されました。平成 29 年 4 月 1 日以後の相続又は贈与について適用されます。

- ①日本に住所のある外国人につき、在留資格をもって一時的滞在をしている場合（下図参照）には、相続税・贈与税の課税対象を改正前の「国内財産+国外財産」から「国内財産のみ」に限定し、縮小されます。
- ②被相続人（贈与者）・相続人（受贈者）のいずれもが、5 年超日本に住所を有しない場合、「国内財産のみ」が課税対象であったが、このルールが 10 年超に改正されます。
- ③相続人（受贈者）が日本に住所を有せず、日本国籍を有しない場合でも、被相続人（贈与者）が 10 年以内に日本に住所を有していたときは、「国内財産+国外財産」が相続税・贈与税の課税対象となります。

【改正後の図表】

被相続人 贈与者	相続人 受贈者	国内に住所有り		国内に住所なし		
		短期滞在の 外国人(※1)	短期滞在の 外国人(※2)	日本国籍有り		日本国籍 なし
				10 年以内 に住所有り	10 年以内 に住所なし	
国内に住 所有り		課税	課税	課税	課税	課税
	短期滞在の 外国人(※1)	課税	課税	課税	課税	課税
国内に住 所なし	10 年以 内に住 所あり	課税	課税	課税	課税	課税
	短期滞在 の外国人 (※2)	課税	課税	課税	課税	課税
	10 年以内 に住所なし	課税	課税	課税	課税	課税

■ 国内財産+国外財産に課税
□ 国内財産のみに課税

※1 出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格の者、過去 15 年以内において国内に住所有していた期間の合計が 10 年以下の者
※2 日本国籍の無い者で、過去 15 年以内において国内に住所有していた期間の合計が 10 年以下の者